

平成 30～33 年度 高梁市小規模工事(修繕)契約希望者登録申請にあたって

高梁市小規模工事（修繕）契約希望者登録制度は、高梁市が発注する小規模工事（修繕）のうち「少額で内容が軽易かつ履行の確保が容易なもの」について受注を希望する方を登録し、「高梁市建設工事請負契約入札参加資格審査要領」の規定による入札参加資格を有する方でも受注機会を得られるようにするものです。

平成 30～33 年度分の登録を希望する方は、下記により申請を行ってください。

1. 登録資格について

《登録できる人》

- (1) 高梁市に事業所を有する法人、または住所を有する個人
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可を受けている者

《登録できない人》

- (1) 上記(1)～(3)の、いずれか一つでも満たさない者
- (2) 高梁市建設工事請負契約競争入札参加資格を有する者
- (3) 成年被後見人および被保佐人ならびに破産者であって復権を得ていない者
- (4) 高梁市暴力団排除条例（平成 23 年高梁市条例第 35 号）第 2 条に定める暴力団もしくは暴力団員等、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 公共の契約の相手方として不適当であると認められる者

2. 登録できる業種について

登録できる業種は、建設業法で定めている業種で、別表「高梁市小規模工事（修繕）契約希望者登録申請書の希望業種欄へ記入する業種」の中から 3 業種までとします。

3. 対象となる工事（修繕）について

1 件の予定価額が 30 万円未満の工事（修繕）が対象となります。

4. 受付期間・場所

[受付期間] 平成 30 年 1 月 4 日(木) ～ 平成 30 年 1 月 31 日(水)

(受付時間 : 午前 8 時 30 分～正午および午後 1 時～午後 5 時)

※ 受付は、土・日曜日、祝日を除く。

[受付場所] 高梁市役所 総務部 監理課

(高梁市松原通 2043 番地 高梁市役所 4 階 / TEL : 0866-21-0235)

※ 書類内容の確認のため、提出は持参に限ります。

5. 提出書類

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出してください。証明書は写し（コピー）可ですが、証明年月日が平成29年10月1日以降のものとします。

(1) 高梁市小規模工事（修繕）契約希望者登録申請書（様式第1号）

※ 申請書は、監理課（市役所4階）、各地域局に備えています。また、高梁市ホームページからダウンロードもできます。

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

(3) 市税の納税（完納）証明書

(4) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を証するものの写し

<例> 電気工事（電気工事施工管理技士、電気工事士、電気主任技術者など）

※ 資格、免許等が不要な小規模工事（修繕）のみの場合には不要です。

(5) 高梁市暴力団排除条例に係る誓約書

6. 登録の有効期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日（4年間）

7. 登録すると

「高梁市小規模工事（修繕）契約希望者登録名簿」に登載して、市が30万円未満の小規模な工事（修繕）を発注する際の業者選定の対象となります。

ただし、指名や契約を約束するものではありません。

8. 登録の取り消しについて

登録名簿に登録された方が、次のいずれかに該当した場合には登録が取り消されますのでご注意ください。

(1) 1に規定している「登録できない人」に該当することとなったとき。

(2) 破産したとき。

(3) 契約に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」その他関係法令に違反する行為を行ったとき。

(4) 契約の履行に関し、不正または不誠実な行為があったとき。

9. 変更届

商号や代表者、事務所所在地といった登録内容や資格事項に変更があったとき、または事業を廃止したときは、速やかに監理課へ「変更届」（様式第2号）を提出してください。